



JAネットバンクをご契約の個人のお客様
いつでもパソコン・スマホで簡単お預け入れ!



IB 定期貯金

お取り扱い期間:令和元年11月1日(金)～令和2年1月31日(金)

店頭表示利率



10倍

★スーパー定期貯金1年もの

【ご契約金額1万円以上(1円単位)、自動継続扱いに限りです】

- ・預入時におけるスーパー定期貯金(期間1年)の店頭表示利率の10倍の金利を初回満期日まで適用します。
- ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期貯金(期間1年)の店頭表示利率となります。
- ・満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- ・適用金利は税引前であり、お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- ・貯金保険制度の対象商品です。
- ・期間中、金利情勢等により上乗せ金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合があります。

JAよこすか葉山 詳しくは店頭、またはホームページの商品概要説明書をご覧ください。

武山支店 TEL.856-2111
長井支店 TEL.856-1039
北下浦支店 TEL.848-0611
久里浜支店 TEL.835-0555

北久里浜支店 TEL.836-5524
衣笠支店 TEL.852-0428
逸見支店 TEL.822-1186
大楠支店 TEL.856-8724

浦賀支店 TEL.841-0303
佐原支店 TEL.834-5678
野比支店 TEL.849-6060
葉山支店 TEL.875-0111

商品概要説明書

特別金利 I B 定期貯金

(令和元年 11 月 1 日現在)

1. 商品名	・特別金利スーパー定期貯金（単利型）ネットバンク専用 「愛称：特別金利 I B 定期貯金」
2. 取扱期間	・令和元年 11 月 1 日（金）から令和 2 年 1 月 31 日（火）まで ※金利情勢等により上乗せ金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合があります。
3. ご利用いただける方	・個人の方に限ります。
4. 期間	・定型方式 1 年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1 万円以上 ・1 円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・店頭表示利率の 10 倍の金利を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金＜単利型＞ネットバンク専用」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードおよび当 J A ホームページに掲載しております。また、当初預入時の金利は J A ネットバンクの定期貯金預入画面でもご確認ください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入期間が 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 50%
11. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店またはリスク対策室（電話：046-857-9244）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡリスク対策室またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・通帳のみの取扱いとなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡよこすか葉山